

平成16年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成16年4月22日(木) 午後3時~

2 会 場 宇都宮市役所 議会第1委員会室

3 出席委員

被保険者代表	山口 恒夫 委員	稲葉 守久 委員	坂本 弘子 委員
	増淵 昭一 委員	寺内 千嘉子 委員	
保険医・	中田 敏良 委員	中田 功 委員	亀卦川 良宣 委員
保険薬剤師代表	小林 豊 委員	高橋 映夫 委員	菱沼 昌之 委員
公益代表	熊本 和夫 委員	荒川 恒男 委員	高橋 森一 委員
	尾本 秀史 委員	山田 雅子 委員	
被用者保険代表	五月女 良一 委員	小森谷 広 委員	

(以上18名)

4 欠席委員

被保険者代表	中島 宏 委員	小林 睦男 委員
保険医・保険薬剤師代表	星 紀彦 委員	
公益代表	山崎 美高 委員	峰岸 欣子 委員
被用者保険代表	沖杉 栄 委員	

(以上6名)

5 出席職員

市民生活部長	横堀 杉生	市民生活部次長	高野 房三
国保年金課長	増淵 明	国保年金課補佐	大嶋 幸夫
管理係長	今泉 守	保険給付係長	戸田 悦夫

保 險 税 係 長 相 沢 良 一 収 納 係 長 塩 田 進

管 理 係 総 括 主 査 栃 木 邦 雄 管 理 係 主 事 福 田 千 晴

6 会 議 録 署 名 人 稲 葉 守 久 委 員 中 田 功 委 員 (議 長 指 名)

7 付 議 事 項

説 明 事 項 「 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 の 財 政 状 況 に つ い て 」

事 務 局 よ り 説 明 ———

(開 会 午 後 3 時)

【 事 務 局 】 定 刻 と な り ま し た の で , 只 今 か ら 平 成 1 6 年 度 , 第 1 回 宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 を 開 催 い た し ま す 。

ま ず 始 め に , 会 長 に 挨拶 を お 願 い い た し ま す 。

【 会 長 】 本 日 は , 平 成 1 6 年 度 第 1 回 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 を 開 催 し ま し た と ころ , 年 度 初 め の お 忙 し い 中 , ご 出 席 い た だ き ま し て , 誠 に あり が と う ご ざ い ま す 。

ま た , 皆 様 方 に は , 日 頃 か ら 国 民 健 康 保 険 事 業 に 格 別 の ご 協 力 を い た だ き , 深 く 感謝 申 し 上 げ ま す 。

さ て , ご 承 知 の と お り , 昨 今 の 医 療 保 険 制 度 の 現 状 に お き ま し て は , 少 子 高 齢 化 の 進 展 , 平 成 1 4 年 1 0 月 の 制 度 改 正 に よ る 前 期 高 齢 者 制 度 の 創 設 , さ ら に は , 長 引 く 景 気 低 迷 の 影 響 に よ り , 財 政 悪 化 が 深 刻 な 問 題 と な っ て お り ま す 。

本 市 の 国 民 健 康 保 険 事 業 に お き ま し て も こ の よ う な 状 況 は 例 外 で は な く , 加 入 者 に つ き ま し て は , 高 齢 者 の 占 め る 割 合 が 高 く 1 人 当 た り の 医 療 費 も 増 加 傾 向 に あり ま す 。

ま た , こ こ 数 年 , 低 所 得 者 の 加 入 割 合 も 高 くな っ て き て お り ま す こ と か ら , 歳 入 に お け る 保 険 税 の 収 入 額 に 大 き な 伸 び が 見 込 め ず , 国 民 健 康 保 険 事 業 の 運 営 は , 年 々 厳 しい 状 況 に な っ て お り ま す 。

し か し な が ら , こ の よ う な 中 で , 市 民 の 皆 様 が 安 心 し て 良 質 な 医 療 が 受 け ら れ る よ う , 本 協 議 会 と い た し ま し て も , 国 民 健 康 保 険 事 業 に さ ら に 積 極 的 に 関 わ る 必 要 が あ

ると考えます。

委員の皆様方には、これからもご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本日の案件は、「国民健康保険特別会計の財政状況について」であります。

皆様方には、現状を十分に把握していただいた上で、活発なご意見をお願いいたしますして挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

次に、被用者保険等保険者代表の新任委員をご紹介します。

宇都宮西社会保険事務所長の小森谷委員でございます。

(小森谷委員 自己紹介)

続きまして、職員に異動がございましたので、自己紹介いたします。

(職員自己紹介)

では、早速議事に入ります。

これからの議事進行は、高橋会長をお願いいたします。

【議長】 それでは早速、議事に入らせていただきます。

最初に、事務局から定数の報告を求めます。

【事務局】 ご説明いたします。

本協議会の定数は、24名ですが、本日、出席されている委員の方は、18名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による半数以上の委員の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

【議長】 次に、会議録署名人の選出に移りますが、これは、宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、議長の外2名は、会議始めに議長が会議に諮って決める、ということになっておりますので、どのようにしたらよいかお諮りいたしま

す。

(委員より「議長一任」の声)

【議長】 只今、議長一任との声がありましたので、議長に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし。」の声)

【議長】 異議なしとの声がありましたので、稲葉守久委員と中田功委員に、お願いいたします。

続きまして、「国民健康保険特別会計の財政状況について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、国民健康保険特別会計の財政状況について、ご説明します。

はじめに、本編資料の説明の前に、国保への加入状況や保険給付状況などについて簡単ご説明いたします。

まず、参考資料1をご覧ください。

国保加入者と世帯数についてのグラフでございます。只今お話がありましたように、長引く景気低迷による会社の倒産や、いわゆるリストラなどにより、社会保険を離脱し国保へ加入する方がここ数年に非常の多くなってきております。

世帯数については15年度末で82,672世帯、全世帯の46%が国保加入世帯であり、この5年間で約11,000世帯の増、毎年約2,800世帯の増となっております。

被保険者数については160,968人で全体の36%、この5年間では、約18,000人、毎年約4,500人の増となっております。

その下に載せてあります被保険者数の内訳についてですが、平成14年10月の老人保健制度の改定により、国保から老人保健に移行する年齢が70歳から75歳に上げられたことにより国保に留まる、いわゆる前期高齢者の方が4,416人となっております。

この前期高齢者の数は、今年度は72歳未満の方は国保に該当し、72歳以上の方が老人保健に該当しますので、あと3年間、平成19年度まで毎月約250人、年3,000人程度増加して参ります。

次に、保険給付費の状況ですが、保健給付費は年々大きな延びとなっており、1人当たりの医療費が増加しております。また、ただいまご説明しました前期高齢者については、人数の増に加え、本人負担が3割から1割になり、保険者である国保の負担が7割から9割と2割増となっております。

また、介護分につきましては、国に収める介護納付金が毎年大幅に増加している状況にあります。

このように、今後の国保財政は非常にきびしい状況が見込まれますことから、17年度と18年度の2ヵ年の財政状況の見込みを試算しましたので、その内容をご説明いたします。

それでは、資料1をご覧ください。

まず、医療費分の15年度決算につきましては、歳入、歳出とも、310億3,500万円余、うち、保険税額は、128億6,500万円余で、14年度とほぼ同じ収納率で試算いたしました。保険給付基金からの繰り入れは、4億9,100万円余を見込んでおります。

なお、15年度最終の収納率は、14年度決算よりややプラスになる見込みであります。

これによりまして、基金からの取り崩しは、5億4,400万円余で平成15年度末の基金残高は、19億7,500万円余となる見込みであります。

次に、平成16年度予算についてであります。これは、2月に当運営協議会でご説明いたしましたとおり、医療費分につきましては、歳入、歳出とも326億2,200万円余で、うち、保険税収額は、128億3,000万円余、基金の繰り入れ額は、11億2,900万円余を計上しております。

介護納付金分につきましても、歳入、歳出同額で、20億6,800万円余、うち、保険
税収額は、8億9,400万円余、基金の繰り入れ額は、1億3,600万円余を計上してお
ります。これによりまして、予算編成時には、基金から12億6,600万円余の取崩し
を予定しておりましたが、今月、社会保険診療報酬支払基金より平成16年度分の介
護納付金確定通知書が参りまして、2億8,600万円余、当初予算を上回りましたこと
により、国庫補助金等で補填されます額を差し引きまして、1億4,300万円余を、さ
らに取り崩すこととなり、16年度末の残高は、5億6,600万円余となる見込みであり
ます。

次に、平成17年度以降の試算についてであります。試算の条件としては、税率
を現行のままとし、税収は過去3年間の収納額の平均伸び率を使用しております。制
度の改正については無いものとしたしまして、さらに、基金からの繰入れを行わない
ことを条件として算出いたしました。

試算の結果、平成17年度につきましては、医療費分では、歳出が350億9,900万
円余、歳入が336億1,700万円余で、差引14億8,100万円余の赤字となる見込みで
す。

介護納付金分では、歳出が29億1,900万円余、歳入が23億4,200万円余で、差引
5億7,700万円余が、赤字となる見込みです。

平成18年度につきましては、医療費分では、歳出が370億9,600万円余、歳入が
353億1,900万円余で、差引17億7,600万円余の赤字となる見込みです。

介護納付金分では、歳出が36億2,000万円余、歳入が26億9,300万円余で、差引
9億2,700万円余が赤字となる見込みです

続いて、参考資料2をご覧ください。

只今、ご説明いたしました内容を、医療費分につきましては保険給付費と税収、介
護納付金分につきましては介護納付金額と税収の面からそれぞれグラフ化したもので

あります。15年度以降は、どちらも、税収との差がこれまでより大きくなり、歳出超過という状況になっております。

次に、資料2をご覧ください。

この資料は、資料1の歳入、歳出の総額の根拠となる資料で、科目ごとに表したものであります。また、税収の欄につきましては、17年度及び18年度において、どれだけの税収が必要かという、必要な税収額を示しております。

まず、医療費分の歳出で保険給付費でございますが、一般分及び退職分ともに、70歳未満の被保険者につきましては、14年度から15年度の伸び率で積算し、70歳以上の前期高齢者につきましては、該当者が、毎月約250人増加しているという状況から、1人当たりの保険給付費用を基に積算し、合算して算出いたしました。その他につきましては、14年度から15年度の伸び率4.48%を見込んでおります。その結果、保険給付費は、17年度が247億9,900万円余で、18年度が、271億4,800万円余となっております。

老人保健拠出金につきましては、国庫負担率の引き上げにより、国保の負担が毎年4.0%下がることから、17年度は90億5,200万円余、18年度は86億9,000万円余となっております。

高額共同事業拠出金につきましては、平成15年度から基準が改正されたため、16年度予算額とほぼ同額の、6億円を見込んでおります。

保健事業費につきましては、過去の伸び率や、15年度伸び率17.34%を考慮して、10%の伸びを見込み、17年度は1億1,600万円、18年度は1億2,700万円となっております。

次に、歳入のうち国庫支出金につきましては、現行の国の交付基準で算出し、17年度は118億7,700万円余、18年度は124億2,100万円余となっております。

次に、療養給付費交付金につきましては、15年度から基準が改正されたことか

ら、退職分の療養給付費の推移、老人保健拠出金の推移から算出しまして、17年度は60億7,500万円余、18年度は69億7,000万円余となっております。

県支出金につきましては、平成15年度からの法定措置であるため共同事業拠出金の1/4とし、1億5,000万円を見込んでおります。

高額共同事業交付金につきましては、平成16年度予算額とほぼ同額の、5億7,000万円を見込んでおります。

次に繰入金でございますが、基盤安定の保険税軽減分につきましては、14年度から15年度の伸び率、6.64%の伸びを見込んでおります。また、平成15年度から始まりました、保険者支援分につきましては、只今の、保険税軽減分の30%を見込んでおります。その他一般会計繰入金につきましては、16年度予算額とほぼ同額で見込んでおります。保険給付基金の繰り入れにつきましては、残高が資料1に記載のとおり、5~6億円となる見込みのため、今回の試算には盛り込んでおりません。

これにより、必要な税収額は、17年度は145億1,200万円、18年度は150億1,000万円となっております

次に、介護納付金分についてであります。まず、歳出の介護納付金につきましては、14年度から15年度への伸び率16.44%と、15年度の決算見込み額18億1,500万円から16年度確定額の23億5,400万円への伸び率29.72%の平均であります。24%の伸びで見込み、17年度は29億1,900万円、18年度は36億2,000万円となっております

次に、歳入の国庫支出金につきましては、14年度、15年度を平均いたしますと介護納付金の49.26%を占めていることから、この率で計算し17年度は、14億3,800万円、18年度が17億8,300万円となっております。これにより、「介護納付分の必要な税収額」は、17年度が14億7,700万円、18年度が18億3,300万円となっております。

次に、参考資料 3 をご覧下さい。

収納率の推移ですが、15 年度の収納対策として、夜間・休日電話催告、夜間・休日臨戸訪問、全庁的な納税対策、高額対象者への差押さえ、資格証・短期証の適正な運用、窓口での納税相談等を実施した結果、15 年度の推定収納率は、現年度は前年度より 0.6 ポイント、過年度は 0.9 ポイント、全体では 0.7 ポイント向上する見込みとなっております。

このように収納率は伸びているものの、今後については必要な税収額と実際に見込める税収では大きな差があり、大変厳しい財政状況になると予測されます。

以上で、国民健康保険特別会計の財政状況についての説明を終わります。

【議長】 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様方のご意見、ご質問をお願いいたします。

【荒川委員】 参考までに、平成 11 年度からの 1 人当たり保険給付費の額を教えてください。

【事務局】 これは、保険給付費全部の額で見たものですが、平成 11 年度では 1 人当たり 154,140 円、12 年度 151,483 円、13 年度が 153,095 円、14 年度につきましては給付費が 11 ヶ月分になっておりますので、11 / 12 にしないとそのままでは比較はできませんが、150,785 円となっております。

【荒川委員】 資料 2 では保険給付費がかなり上がっていますが、それとの関係で 15 年度の見込みは出ると思いますが。

【事務局】 先ほどの資料 2 の保険給付費を合わせたものを人数で割れば出せると思いますが、それはまだ計算しておりませんでした。総額の数字だけ示しております。

【荒川委員】 要するに、15 年度見込みから、1 人当たりについては、療養給付費の上昇の関係で、それに見合うような被保険者の増加との関係の中で、比例する上がり方なのですか、それともだいぶ療養給付費が世帯数や被保険者の増加よりも大きいのでは

ないかと思うので、それとの関係で知りたいと思ったのですが。

【事務局】 これは、先ほど課長から説明いたしましたが、前期高齢者の部分が、なかなか今までのように簡単な比較をする訳にはいかなくなってきました。毎月毎月雪ダルマ式に増えていくその前期高齢者は、その前までは本人3割負担でありましたが、これが1割負担になってしまう訳で、そういう意味で保険給付費が大きく増えてしまう可能性があります。そういう意味で保険給付費の伸びは今まで以上に加速されると思います。

【荒川委員】 それはつまり、1人当たりになれば、医療費が多くかかっている訳ではなく、前期高齢者の関係で療養給付費が上がるということで伸びるということですね。ですから、そういう点で言うと、これは国の政策としてそういうやり方をしたのかも知れませんが、その分税収が増えていかないとやっていけないのだと受け止めなければならぬということが、私は納得がいかないところです。国の政策に基づいて行った結果、療養給付費がはね上がるのであれば、その政策に見合う、国のきちんとした手当というものがなければ、大変なことになってしまうのではないかと、今まで国保は基盤が脆弱な中で、市民は重い負担にあえいでいるのに、これではおかしいのではないかと思うのですが、国がそういった政策の変更に対する手当はきていないということなのでしょうか。

【事務局】 国の負担が十分であるかどうかは別としまして、その点は、資料2を見ていただきますと、14～15年度決算見込みのところに、新設または制度改正と入れてある部分がありますが、これが、先ほど荒川委員の言われた平成14年度の制度改正に伴って国でもそれなりの内容を補填したものが含まれております。

上段の県支出金、これについても今までなかったものが1億6千万円ほど入り、それと同額のものが国庫支出金の中にも入っております。それから、その下の高額共同事業交付金につきましても、県内49市町村の中で、联合会を通してこのような事業

を行っていたのですが、これも国での制度化をみまして、その措置ということで、制度が改正されたところであります。それから、先ほど説明いたしました基盤安定の中の保険者支援という部分もその制度に伴っての新設ということで、今のところ平成 15～17 年度の国の措置ということで手当されております。今のところ国でもこれについては、平成 18 年以降もやっていかななくてはならないということで検討されているように聞いております。

それから、歳出では、先ほどの高額共同事業医療費拠出金につきましては、歳入と関連しており、老人保健拠出金につきましては、国の負担を 4% ずつ引上げております。そのために、保険者の支払としてはその分減っております。これらが、今、荒川委員が指摘したような国の方策として考えられたものであります。

【荒川委員】 いずれにしても、保険給付費で約 28 億円くらいが増える訳ですけども、こういうものに見合うような国庫支出金などの制度改正に基づく手当としては行われているのでしょうか。これではとても実際の制度改正の部分では、この数字に見合っていないと思います。そういう点ではやはり私は当然国の支出金をもっと出させるようにしないと、国民健康保険はこのままでいくと、平成 17 年度以降はますます大変な状況になると思いますので、国は何もしないで自治体に押し付けるというのでは許せないというのが私の意見であります。

【議長】 他にご質問やご意見はございませんか。

【事務局】 参考までに、介護納付金の収支バランスについて補足させていただきますと、参考資料 2 と資料の中の介護の部分を見比べていただきたいのですが、介護の歳出として納める介護納付金は、介護保険の全国規模での費用で積算され、それを国保の 40 歳以上 65 歳未満の加入者に対して、1 人当たり単価で請求されてしまうものなのです。参考に申し上げますと、平成 12 年度では 47,737 人に対し、1 人当たり 28,915 円で 13 億 8 千万円余の納付請求、平成 13 年度では 48,455 人に対し、1 人当たり 32,425

円で15億7千万円余、平成14年度では48,879人、1人当たり35,019円、総額で17億1千万円余、ただし、この場合に、2年前の精算をすることになっておりまして、その分で1億5千万円余ほど減額されております。平成15年度では49,441人、単価も36,513円、金額で18億500万円余、2年前の精算分が1千万円余ありました。さらに、平成16年度の場合には、人数が53,411人、単価が41,665円、金額で22億2,500万円余、さらに2年前の精算分が1億2,900万円余、合計で23億5,400万円余に膨らんでまいります。これは、全国どこの市町村も同じ単価で請求されております。そうしますと、歳入の介護納付金分を充てる場合に、12年度当初では間に合ったものが、介護納付金が上がったために乖離が大きくなってしまったという状況であります。

それから、国民健康保険に加入している介護納付金該当者ですと、所得のない方の場合で、1人当たり7,800円で、64歳まで国保にとどまりますが、65歳になって年金が18万円未満としますと、介護保険料は26,000円くらいになり、格差が生じているのが現状であります。そういう点で、各保険者においても介護納付金分は改正必至の状況になっております。

【議長】 他にないようですので、今後、この財政状況にどのように対応したらよいか、大きな課題となりますが、何か意見はございますか。

【熊本委員】 先ほどの事務局の説明で、財政状況が大変厳しいということが理解できましたが、この問題については、早急に取り組まなければならない重要な問題でありますので、少人数の委員会を設置して、細部にわたって検討していくことを考えてはどうかと思えます。

【議長】 只今、検討委員会を設置してはどうかという意見が、熊本委員から出ましたが、いかがでしょうか。異議はありませんか。

(委員より「異議なし。」の声)

【議長】 異議なしということなので、検討委員会を設置いたします。

つきましては、その人数と構成についてはいかがいたしますか。

【熊本委員】 それについては、議会の関係がありますので、議員を除く6名で構成することがよいかと思います。

【議長】 只今の意見について、いかがですか。

【事務局】 事務局といたしましては、只今の熊本委員からのご提案がありましたような何らかの組織を立ち上げて検討する必要があるかと考えていたところであります。

委員の構成につきましては、いろいろな観点からご意見を伺っていくということから、当運営協議会を構成しております被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表から各2名ずつ計6名ではどうかと考えております。

【議長】 只今事務局から「被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表から各2名ずつ計6名ではどうか」との提案がありましたが、いかがでしょうか。

(委員より「異議なし。」の声)

【議長】 それでは、人選はいかがいたしますか。

【事務局】 その候補につきましては、被保険者代表のうち商業と農業を代表して、「坂本委員、増淵委員」、保険医・保険薬剤師代表のうち医師会、歯科医師会の副会長から「中田 功委員、高橋 映夫委員」、公益代表から「尾本委員、山田委員」にお引き受けいただければと考えております。

【議長】 ただいま、事務局案が示されましたが、皆さんいかがでしょうか。

(委員より「お願いします。」の声)

【議長】 ご賛同いただきましたので、選出されました6名の委員には、大変お忙しい中、恐縮ではございますが、国保財政の健全化のために、充分なご検討をよろしくお願いいたします。

【荒川委員】 検討委員会での検討の中身については、必要に応じて協議会のほうにも報告をお願いしたい。もう一つは、委員については希望すれば傍聴を許してもらいたい

と思います。

【議 長】 只今の件はどうですか。

【事務局】 分かりました。

【尾本委員】 現在、合併が進んでいますが、これについてお聞きしたい。

【事務局】 1市3町の中でも、税率等に差がありますが、基本的には合併時に宇都宮市に併せるという考えはありますが、各町の意向は、当分の間現在のものでも維持したいという考えもあります。この問題につきましては、まだ、正式には決まっていない状況にあります。

検討委員会の開催については、5月の連休明けに第1回を開催し、約2ヶ月の期間を置き、7月上旬に開催予定の第2回運営協議会に検討結果を報告したいと考えております。

【中田（功）委員】 私は、保険医という立場でどうすればよいのか、仕組みがよく理解できないのですが。

【事務局】 基本的には、運営協議会委員として検討していただきたい。その結果を運営協議会に報告していただいた上で、運営協議会で協議していただきたいと考えております。

【中田（功）委員】 たたき台を提出するというのでしょうか。

【事務局】 方向性といいたいでしょうか、運営協議会に対する提言をお願いできればと思います。

【議 長】 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

ございませんようですので、事務局では何かございませんでしょうか。

【事務局】 特にございません。

【議 長】 特にないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長い時間熱心なご討議をいただきましてありがとうございました。今後とも、

本市の国民健康保険事業が円滑に運営されるよう皆様のご協力をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局】 本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員